

事務連絡
令和5年2月13日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、業種別ガイドラインの見直しについて

令和5年2月10日の第102回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され（別添1別紙1参照）、あわせて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました（別添1別紙2及び別紙3参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～4について周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、別添4につきましては、業種別ガイドラインを定めている関係団体におかれては、マスクの着用に係る内容について令和5年3月13日までにガイドラインの見直しを依頼していただき、改訂後のガイドラインを提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新形コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「マスク着用の考え方の見直し等について」

（別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更）

（別添1別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和5年2月10日）（新旧対照表）

以下別添2～3、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添2）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添3）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」

（別添4）『「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」